



令和 6 年 11 月 6 日

津島市議会

議長 垣見啓之 様

津島市長 日比一昭



市議会への確認事項(照会)

常日頃は、市政にご協力いただき、ありがとうございます

地方自治法の定める二元代表制の円滑な運営に向け、以下の諸点に係る当職の見解について、市議会のご見解を承りたいと存じます。

つきましては、必要に応じて、**ご検討又はご調査の上、当職の見解の当否について、令和 6 年 11 月 30 日までにご回答ください。**

なお、**当職の見解について否の場合は、その理由も併せてお示しく**ださい。

記

1 免責特権について

日本国憲法は、その 51 条において、『両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。』と規定している。

当該規定は、衆参両議院の議員、すなわち国会議員について、議院の活動として議員が職務上行った行為に係る民事上の責任や刑事上の責任を負わせないこととしたものである。

一方で、こうした規定が憲法上置かれていない**地方議会の議員には、国会議員に認められている所謂「院外無答責」は保障されていない。**

したがって、**地方議員は、地方議会の活動として職務上行った行為について、民事上の責任や刑事上の責任を負うことがある。**

2 議場における品位の保持について

地方自治法は、132 条において、『地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。』と規定している。

議会は、地方公共団体の意思を決定する機関である。

したがって、**議会では、冷静に議論を展開し、妥当な結論を得るべきである。**

しかるに、**無礼の言葉や他人の私生活にわたる言論が行われると、議会での議論が感情的で内容の乏しいものとなり、審議を空転させてしまう。**

如上の事態を防ぐための規定が、地方自治法 132 条であり、当該規定に抵触すると、公開の議場における陳謝や出席停止等、**地方自治法 135 条の懲罰の対象**となる。

3 検査権及び調査権について

地方自治法は、その 98 条において**検査権**を、また、その 100 条において**調査権**を、それぞれ規定している。

当該検査権と調査権は、**いずれも議会に属する権限**であり、その発動には、**議会の議決が必要**である。

したがって、地方自治法の定める当該検査権と調査権は、**議員個人に所属するものではない。**

よって、**長等の執行機関は、議員個人からの要求に対しては、これを拒否することができる。**

4 一般質問の関連質問について

議事の整理と能率的運営を図る見地から、通常、各市議会では、一般質問について、通告制を採用している。

関連質問とは、質問や答弁に関連する事項について、質問者以外の議員が、**通告なしに議長の許可を得たうえで質問すること**を指す。

当市の周辺市町村も含め、一般的に、**関連質問は、許されていない。**

何故ならば、**関連質問が行われると、通告制の意義を没却するから**である。

一例を挙げると、一般質問を通告した議員の立場からすると、通告制に基づき、議長の定めるところに従い発言の順番を待っていたにもかかわらず、**関連質問**ということで、他の議員が先に発言を許可されてしまえば、**通告という行為自体が無意味となる。**

尚、**関連質問が許されない理由を改めて整理すると、以下のとおり**である。

- (1) **通告以外の新たな質問が、関連質問に名を借りて出される虞があるため。**
- (2) **関連質問をひとたび認めると、次々に多数の関連質問が出される虞があるため**
- (3) **議事の妨害に利用されるため。**
- (4) **通告制が無意味となり、秩序ある議事運営、円滑で能率的な議事運営を阻害するため。**

5 一般質問における一問一答方式について

議員の議会での主な発言には、**質疑と質問の二種類**がある。

議案質疑は、議会に対して付議された個々の議案を対象に問い質すものである。

一方、**一般質問は、当該地方公共団体の事務に係る執行状況、将来の見通しや対処の方向性について、執行機関に、報告や説明を求めるものである。**

議案質疑とは異なり、**一般質問の対象は、議案とは関係なく、また、自治事務か法定受託事務かの区分にかかわらず、行政全般**

に及ぶ広範なものである。

このため、各地方議会では、**発言通告制の採用により、質問の対象を明確化するとともに、一問一答方式の採用により、論点や対立点を明確化することで、議場での議論を実りあるものとする取り組み**が行われている。

一問一答方式での**質問と回答の正確度を高めるためには、事前の打ち合わせが不可欠**である。

事前の打ち合わせを欠いた質問が行われたときは、当局としての正式な見解ではない個人的見解を答弁者が述べたり、間違った発言をしたりする虞があるため、執行機関は、責任を持った答弁ができない。

したがって、この場合、答弁を留保せざるを得ないことがある。

以上